

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年2月15日 |
| 【会社名】 | ウイン・パートナーズ株式会社 |
| 【英訳名】 | WIN-Partners Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 秋沢 英海 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都台東区台東四丁目24番8号 |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 株式会社ウイン・インターナショナル 取締役執行役員総務部長 村田 裕可 テスコ株式会社 総務部課長 大槻 真也 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 株式会社ウイン・インターナショナル 東京都台東区台東四丁目24番8号 テスコ株式会社 宮城県仙台市青葉区木町1番1号 |
| 【電話番号】 | 株式会社ウイン・インターナショナル (03) 5688-0878 (代表) テスコ株式会社 (022) 275-1271 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 株式会社ウイン・インターナショナル 取締役執行役員総務部長 村田 裕可 テスコ株式会社 総務部課長 大槻 真也 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 普通株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | 9,383,777,031円 (注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社ウイン・インターナショナル(以下「ウイン」といいます。)の平成24年3月31日現在及びテスコ株式会社(以下「テスコ」といいます。)の平成24年5月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年1月11日付で提出いたしました有価証券届出書及び平成25年2月1日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成25年2月13日にウインの四半期報告書（事業年度 第30期第3四半期（自平成24年10月1日 至 平成24年12月31日））が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 企業情報

第2 事業の状況

3 対処すべき課題

5 経営上の重要な契約等

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

（1）組織再編成対象会社が提出した書類

3【訂正箇所】

訂正・追加箇所には、_____を付して表示しております。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるウインの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月10日及び平成24年11月12日提出）をご参照下さい。当社の完全子会社となるテスコにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、対処すべき課題について参照すべきものはありません。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるウインの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月10日、平成24年11月12日及び平成25年2月13日提出）をご参照下さい。当社の完全子会社となるテスコにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、対処すべき課題について参照すべきものはありません。

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるウインの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月10日及び平成24年11月12日提出）をご参照下さい。当社の完全子会社となるテスコにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、経営上の重要な契約等について参照すべきものはありません。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるウインの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月10日、平成24年11月12日及び平成25年2月13日提出）をご参照下さい。当社の完全子会社となるテスコにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、経営上の重要な契約等について参照すべきものはありません。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるウインの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月10日及び平成24年11月12日提出）をご参照下さい。当社の完全子会社となるテスコにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析について参照すべきものはありません。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるウインの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月10日、平成24年11月12日及び平成25年2月13日提出）をご参照下さい。当社の完全子会社となるテスコにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析について参照すべきものはありません。

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるウインの経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月10日及び平成24年11月12日提出）をご参照下さい。当社の完全子会社となるテスコにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、経理の状況について参照すべきものではありません。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるウインの経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月10日、平成24年11月12日及び平成25年2月13日提出）をご参照下さい。当社の完全子会社となるテスコにつきましては、有価証券報告書を作成しておりませんので、経理の状況について参照すべきものではありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

ウイン

事業年度 第29期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出。

－

テスコ

該当事項はありません。

【四半期報告書又は半期報告書】

ウイン

事業年度 第30期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出。

事業年度 第30期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出。

テスコ

該当事項はありません。

【臨時報告書】

ウイン

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成25年2月1日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年6月28日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、平成24年10月18日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成24年11月1日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成25年2月1日関東財務局長に提出。

テスコ

該当事項はありません。

【訂正報告書】

ウイン

該当事項はありません。

－

テスコ

該当事項はありません。

（訂正後）

【有価証券報告書及びその添付書類】

ウイン

事業年度 第29期（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）平成24年 6 月26日関東財務局長に提出。

－

テスコ

該当事項はありません。

【四半期報告書又は半期報告書】

ウイン

事業年度 第30期第 1 四半期（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日）平成24年 8 月10日関東財務局長に提出。

事業年度 第30期第 2 四半期（自 平成24年 7 月 1 日 至 平成24年 9 月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第30期第 3 四半期（自 平成24年10月 1 日 至 平成24年12月31日）平成25年 2 月13日関東財務局長に提出。

テスコ

該当事項はありません。

【臨時報告書】

ウイン

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成25年 2 月15日)までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、平成24年 6 月28日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号の規定に基づき、平成24年10月18日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号の 3 の規定に基づき、平成24年11月 1 日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、平成25年 2 月 1 日関東財務局長に提出。

テスコ

該当事項はありません。

【訂正報告書】

ウイン

該当事項はありません。

－

テスコ

該当事項はありません。